様式第１の３（その２）

１　処分の種類

（　転用　有償譲渡　有償貸付　無償譲渡　無償貸付　交換　取壊し又は廃棄　抵当権の設定　）

２　処分の概要

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 間接補助事業者  ※リースを利用する場合にあっては、リース事業者名（車両の所有者） | | | 所在地  ※リースを利用する場合にあっては、貸し渡し先使用者の氏名または名称及び住所  （車両の使用者） | | | |
|  | | |  | | | |
| 車　種　等 | | | 登録番号、車台番号又はシリアル番号 | | | |
|  | | |  | | | |
| 補助  年度 | 補助金交付  申請額 | 総事業費  (補助対象経費) | 処分制限期間  （Ａ）（注） | 経過年数  （Ｂ） | | 残存年数  （Ａ－Ｂ） |
| 年 | 円 | 円 | 年 | 年  ヶ月 | | 年  ヶ月 |
| 経緯及び処分の理由 | | | | | 処分（抵当権の設定）予定年月日 | |
|  | | | | |  | |

注　処分制限期間（Ａ）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）において定める期間とすること。

添付資料

・交付額確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）

・その他参考となる資料

（注）処分制限期間

・タクシー：大型車（総排気量3L以上のもの）：5年、小型車（総排気量2L以下のもの）：3年、その他（総排気量2L超えから3L未満のもの）：4年

・バス：乗合自動車：5年、その他：4年、自家用：6年

・充電設備・受電設備：6年